錦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム２０２５

１ 目的

錦町建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、錦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

２ 位置付け

アクションプログラムは、錦町建築物耐震改修促進計画第４章第３【民間建築物の耐震化に向けた基本施策】に基づき策定する。

なお、アクションプログラムは、毎年度、その進捗状況を把握・評価するとともに、その充実・改善を図っていくこととする。

３ 令和７年度（２０２５年度）の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 取  組  内  容 | 財政的支援 |
| 耐震診断に係る費用の一部を助成し、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行う住宅所有者等に対して補助を行う。 |
| 普及啓発等 |
| 1. 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進   ・町内全ての平成１２年５月３１日以前に着工した戸建て木造住宅所有者にダイレクトメール等を送付（啓発チラシを封入）   1. 耐震診断実施者に対する耐震化促進   ・耐震診断結果報告時に設計改修（建替え）工事一括補助制度を案内  ・過年度までに耐震診断実施後、耐震改修を行っていない者にダイレクトメール等を送付（①共通取組）   1. 改修事業者の技術力向上等   ・県や関係機関と連携した、耐震改修に関する技術講習会を年１回以上実施  ・事業者の技術講習会については、県等が開催する講習会を活用し、事業者に通知を行う。  また、申請者には講習会等を受けた事業者等の案内を行う。   1. 一般への周知普及   ・広報誌「広報にしき」を活用し補助事業の周知を実施  ・補助事業に関するリーフレット等の作成・配布。 |
| 目  標 | ・耐震診断実施：２戸  ・耐震改修（建替え）設計工事一括補助：４戸 |

４ 前年度（令和６年度）実績・自己評価

|  |  |
| --- | --- |
| 実  績 | 財政的支援 |
| ・耐震診断実施：０ 戸  ・耐震改修設計費補助：０戸  ・耐震改修工事費補助：０戸  ・耐震改修設計工事一括補助：０戸  ・建替え設計工事一括補助：０戸  ・耐震シェルター工事補助：０戸 |
| 普及啓発等 |
| ・広報誌、ＨＰ等を活用し補助事業の周知を実施 |
| 自  己  評  価 | 課題 |
| ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| 改善策 |
| ・補助制度概要パンフレット配布や補助制度周知ポスター掲出等により補助制度を積極的にＰＲする。税務課と連携し、積極的に補助制度を案内する。  ・耐震化に従事する建築士等に耐震改修に関する技術講習会の開催について積極的に周知し、参加を促し、耐震化について幅広い知識を持つ技術者の育成に努める。 |